

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合の財政事情書の作成及び公表に関する条例

昭和 46 年 1 月 28 日

条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項に規定する財政状況の公表に関する文書（以下「財政事情書」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 財政事情書の作成と公表については、福井市財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和 23 年福井市条例第 15 号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。